

気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 平成30年度VOL.7

平成30年度第1回消費者安全確保地域協議会を開催し、既設市町村さんから設置後の効果や課題を挙げてもらいました。ご当地キャラによるインタビュー形式でお伝えします。（市町村番号順にお知らせしていきます）



とっぴー
(消費者行政課)

聞き手



サケリン
(村上市さん)

話し手



村上市さんは生活困窮の会議に協議会を付加したのですよね。構成員を教えてください。

生活困窮者自立支援会議（法定）は、外部（社協・職安・事業所等）以外にも、同じ庁舎内の水道・生涯学習・税務・都市計画等々、そして当然福祉担当課も構成員となっているリン。



税務や水道……。いいですね。滞納など、消費者被害を端緒とする場合も想定されますものね。

包括とつながることで、ケアマネ連絡会議で消費者被害に関する講義をする機会をもらえたんだリン！ケアマネさんからの情報提供や相談も増えたリン！



包括との連携が強まったみたいですね。

包括職員の持つ役割が多様化して、忙しい中、協議会が『消費者行政視点の見守り』を意識・キープするよい機会になっているリン！



そのほか、社協の生活管理（障がい者等の金銭管理）など、地域を動きまわる仕事をしている方々にも同様の意識づけができていて、情報提供も少しずつ増えているリン！



わあ！それはいいですね！

これからも情報発信や意識づけを続けるリン！『協議会の役割や効果』も説明していければと思っているリン！



ありがとうございました！

消費者安全確保地域協議会設置しませんか

special thanks!

次号も県協議会についてお伝えします。